

山梨県公報

第千八百四十五号

平成二十年

四月十四日

月 曜 日

山梨県知事 横 内 正 明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨネ病	山羊	患畜	一	甲府市太田町	平成二十年四月一日

訓 令

山梨県訓令第十二号

環境日本一やまなし推進本部規程の全部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十年四月十四日
 山梨県知事 横 内 正 明

環境日本一やまなし推進本部規程の全部を改正する訓令

環境日本一やまなし推進本部規程(平成五年山梨県訓令第十一号)の全部を次のように改正する。

(設置)

第一条 山梨県環境基本条例(平成十六年山梨県条例第二号)の理念にのっとり、「さわやか・やまなし」の実現に向けて、本県の豊かな自然環境の保全と継承、循環型社会システムの構築等の環境の保全及び創造に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、さわやか・やまなし環境創造本部(以下「本部」という。)を設置する。

(組織)

第二条 本部は、本部会議及び幹事会並びに専門部会をもって構成する。

(本部長、本部長代理及び副本部長)

第三条 本部に本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は森林環境部長をもって充てる。(本部会議)

第四条 本部会議は、次に掲げる事項を協議する。

- 環境の保全及び創造に係る基本的かつ総合的な施策の推進に関すること。
- 環境の保全及び創造に係る施策の総合調整に関すること。
- その他必要と認められる事項に関すること。

告 示

山梨県告示第九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年四月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 解除に係る保安林の所在場所

甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三の九四六から四七八三の九四八まで(以上三筆国有林)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

山梨県告示第九十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十年四月十四日

2 本部会議の構成員は、本部長及び別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。
3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

(幹事会)

第五条 幹事会は、本部会議において協議すべき事項の調整を行う。

2 幹事会の構成員は、別表第二に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、森林環境部次長が招集し、掌理する。

(専門部会)

第六条 特別の事項を調査する必要があるときは、幹事会の下に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員その他必要な事項は、副本部長が定める。

(庶務)

第七条 本部会議及び幹事会の庶務は、森林環境部森林環境総務課において行う。

(委任)

第八条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第一(第四条関係)

副知事 公営企業管理者 教育長 警察本部長 知事補佐官 知事政策局長 企画部長

長 総務部長 福祉保健部長 森林環境部長 商工労働部長 観光部長 農政部長

県土整備部長 会計管理者 県民室長 林務長 産業立地室長

別表第二(第五条関係)

知事政策局次長 企画部次長 県民室次長 総務部次長 福祉保健部次長 森林環境

部次長 商工労働部次長 産業立地室次長 観光部次長 農政部次長 県土整備部次

長 出納局次長 企業局総務課長 教育次長 警察本部警務部参事官

公 告

● 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、平成二十年三月二十八日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十年四月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)
- 二 作業期間 平成二十年四月七日から平成二十一年三月二十七日まで
- 三 作業地域 山梨県内全域

● 基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、平成二十年三月二十八日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十年四月十四日

- 一 作業種類 基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)
- 二 作業期間 平成十九年四月九日から平成二十年三月二十四日まで
- 三 作業地域 山梨県内全域